

大阪市教育委員会規則第 5 号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

大阪市児童生徒就学援助規則（昭和 52 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(受給の資格) 第 4 条 [略] [(1) 略] (2) [ア・イ 略] ウ 自己及び自己と生計を一にする者の全員(当該年度の翌年度の 4 月 1 日に 18 歳以下である者を除く。以下「世帯」という。)の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数に応じ別に定める額以下である者 [エ 略] [(3) 略]	(受給の資格) 第 4 条 [同左] [(1) 同左] (2) [ア・イ 同左] ウ 自己及び自己と生計を一にする者の全員(当該年度の翌年度の 4 月 1 日に 18 歳以下である者を除く。以下「世帯」という。)の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じ別に定める額以下である者 [エ 同左] [(3) 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則の施行日前にされた令和 8 年度の申請においては、改正後の例による。